

アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1) 元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2) 国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3) 政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002年9月末、終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は2001年7月に終了し、インドネシアでの事業は2007年3月まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性の人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の問題についての償いだけでなく、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでまいります。

- ◇女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動
- ◇女性が直面している問題についての国際会議の開催
- ◇女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援
- ◇女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究
- ◇暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6

TEL.03-3514-4071

FAX.03-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp>

e-mail dignity@awf.or.jp



レイプの 二次被害を 防ぐために

被害者の回復を助ける **7**つのポイント

はじめに

レイプは許されざる重大な犯罪です。レイプは被害者の人権を侵害し、心と身体に深い傷を残します。しかもレイプ被害は、ほかの犯罪被害にはあまり見られない独特の側面を持っています。「二次被害」や「セカンドレイプ」と呼ばれるものです。

二次被害とは、犯人・加害者からではなく、被害者が被害の後に周囲からのさまざまな言動によって、さらに傷つけられる状態をさします。まわりの対応によっては、被害者の心の傷をさらに深くするだけでなく、また傷つけられるのではという恐怖から、被害を訴え出たり、周囲に助けを求める気持ちを減退させてしまいます。レイプという重大な犯罪の被害にあった人が、その被害ゆえにさらに傷つけられてしまうのは、明らかに間違っています。

二次被害は、レイプにまつわる偏見と無理解が原因となって起こります。まず、レイプを決して許さない、許してはならないという大前提をここで再認識しましょう。この認識さえ確かなものであれば、周囲が被害者にあたえる二次被害はおのずとなくなるはずなのです。

この冊子を読んでいただくことによって、一人ひとりが自分の内に在る思いこみや偏見に目を向け、自らの言動を見直すきっかけになればと願っています。

2004年3月

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

もくじ

はじめに	1
レイプ被害の実態	3
この冊子で取り扱う問題	3
第1章	4～8
二次被害とは何か、考えてみましょう	
A子さん（24歳・女性）のケース	4～5
レイプが被害者にあたえる影響	6
被害者の心と体の変化	7～8
第2章	9～13
なぜ二次被害は発生するのか、考えてみましょう	
社会がレイプについて誤った認識を持っている	9～11
ーレイプ神話ー	11
コラム 太田元議員発言	11
女性の性に関して、根強い思いこみや偏見がある	12
性に関する情報が氾濫し、誤ったメッセージが発信される	12
被害者にかかわる公的諸機関の認識が十分ではない	13
被害者を思いやるあまり、過剰反応になってしまう	13
第3章	14～20
二次被害を防ぐために何ができるか、考えてみましょう	
二次被害を防ぐことがなぜ大切か	14
二次被害を防ぐためにできること	15
社会のレベルで行なうべきこと	15
個人のレベルでできること	16
被害者に接する人々は留意してください	17～18
被害者の回復を助ける7つのポイント	19～20
おわりに	21
全国相談窓口案内	22

本冊の監修と原稿執筆にあたり、中島聡美さん（国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健室長）に多大なご協力をいただきました。また、遠藤みち恵さん（フェミニストカウンセリング“なかま”）、田辺博史さん（青山学院高校）、野坂祐子さん（武蔵野大学心理臨床センター）、番敦子さん（弁護士）には、貴重なご助言をいただきました。紙面を借りて御礼申し上げます。

レイプ被害の実態

平成12年に総理府（現内閣府）が行なった「男女間における暴力に関する調査」では、「異性からおどされたり、押さえつけられたり、凶器を用いたりしていやがっているのに性的な行為を強要された」と回答している女性が6.8%でした。日本に住む女性100人のうち7人弱が被害にあったことになります。

一方、平成13年度犯罪白書では、強姦および強制わいせつの発生件数は1万人に約1件であるとの報告が出されています。

内閣府調査と犯罪白書の、この比率のギャップは何を表しているのでしょうか。

レイプ被害はその一割くらいしか通報されず、しかも被害届けを出す件数はさらに減ってしまうのが現実です。警察の統計に表れているのは氷山の一角なのです。

また、あまり知られてはいないことですが、女性のみならず男性も同性の加害者から被害にあうことがあります。

この冊子で取り扱う問題

WHO（世界保健機関）は、暴力と健康に関する報告書の中で、性暴力のことを、「強制的であったり、暴力や傷つけるという脅かしを用いて行なわれる性行動のすべてであり、望まない性的コメントや接近、人を売買する行為も含まれる。被害者との関係や状況（自宅が職場かなど）を問わない」と、定義しています。

性暴力被害にはレイプ（強姦）、レイプ未遂、性的虐待、強制わいせつ、性的搾取など多くのことが含まれます。この冊子で扱うテーマはこれらすべての性暴力被害に関する二次被害について考慮していますが、今回は「レイプ」の被害にしばって取り上げました。

日本の刑法上の「レイプ」の定義では、レイプの本質をとらえることは難しいです（注）。しかしこの冊子ではWHOの性被害の定義にそって、レイプを、「強制的であったり、暴力や傷つけるという脅かしを用いて行なわれる性行為であり、被害者との関係や状況（家が職場かなど）を問わない」と考えたいと思います。

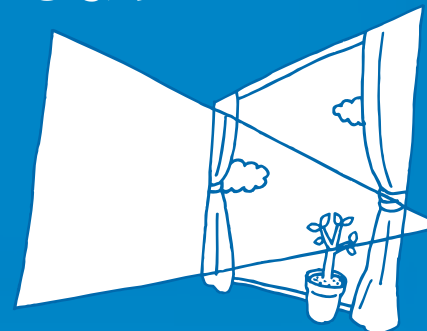
この定義を前提にレイプ問題を考えるのは、非常に重要なことです。レイプは、互いの同意があったようにみえても、実は加害者が「写真をばらまくぞ」、「職場をやめさせるぞ」などと被害者を脅していることがあります。また、犯罪としては成立しにくい、恋人からのレイプ「デートレイプ」や、夫婦間レイプもこの問題に含めたいと思います。

相手が誰であれ、本人の意思に反して強制的に行なわれる性行為はレイプであり、被害者が受けるダメージは何ら変わることはありません。

日本では、レイプ（強姦）は、刑法177条で以下のように定義されています。「強姦：暴行または、脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪として2年以上の有期徒刑に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、また同じである。」この定義では、まず男性はレイプの被害者とはなりません。また、「暴行または、脅迫を用いて」という部分では、被害者が恐怖で固まったりはきついたりした抵抗をしない場合などに、被害者は合意の上であったと加害者側より言われると、犯罪として立証することが難しいということもあります。また、実際に恋人や配偶者からのレイプは強姦罪として成立しにくいのが実情です。刑法の定義は、「被害者の意思に反して」という被害者にとって重要な定義を反映しているとは言いがたいものです。

第1章

二次被害とは何か、考えてみましょう



「二次被害」とは、犯人・加害者からではなく、被害者が被害の後に、周囲のさまざまな人の言動によってさらに傷つけられる状態をさしています。

具体的にはどのような言葉が、レイプ被害者に二次被害を与えてしまうのでしょうか。事例をもとに考えてみましょう。

事例

A子さん（24歳・女性）のケース

Aさんはひとり暮らしをしています。勤め先の会社で飲み会があり、深夜1時過ぎに自宅の最寄り駅で下車しました。自宅マンションまで15分ほどの暗い道をひとりで歩いていたら、後ろから近寄ってきた見知らぬ男性に羽交い絞めにされ、空き地へ連れ込まれました。ナイフを突きつけられて、騒いだら殺すと脅され、被害にあいました。

その後Aさんは何とか部屋にたどり着きましたが、極度の恐怖心から頭が混乱し、しばらくの間はどうすることもできませんでした。誰かに知られるのがいやで、警察にも通報しませんでした。恋人に電話して相談したところ、警察に届けたほうがいいと言われ、恋人に付き添われて翌日に被害届を出しました。

ひとりでいることが不安でたまたま、Aさんは退職し、実家へ戻りました。その後加害者は逮捕され、現在公判中です。

次ページの質問について考えてみてください。

質 問

被害者のそばにいる家族や恋人、犯罪を扱う警察や裁判所など公的機関に勤務する人たち、事件のあとに被害者に接し言葉を交わす人は大勢います。これらの人々の発言のうち、被害者をさらに傷つけて「二次被害」を与えかねない言葉はあるでしょうか。「これなら言っても大丈夫」と思える言葉はあるでしょうか。あなたはどのように思いますか？

身近な人からの発言例



母 親

「(泣きながら) だからひとり暮らしは危ないって、あれほど言ったのに」
「そうやっていつも親のいうことを聞かないで我を通すから、こういうことになるのよ」
「このことは絶対に誰にも言わず、黙っていきましょうね」



父 親

「帰りの遅い日が続いて、いつかこういうことになるのではと、心配していたんだよ」
(妻に向かって)「おまえのしつけがなっていないから、こんな後ろ指を指されるような羽目になるんだ」



恋人や
パートナー

「何で抵抗できなかったんだよ」
「ああ、おれさえそばにいたなら」
「犯人をぶっ殺してやる！」
「キミは落ち込んでばかりいるし、おれにどうしろと言うんだ。もうキミを支えきれないよ」



女 友 達

「命が助かっただけほんとによかった、不幸中の幸いよ」
「こんなことされて、絶対に泣き寝入りしちゃだめだよ！」
「犬に噛まれたと思って忘れなさいよ」



男 友 達

「キミは美人だからさ。ブスだったら襲ってももらえないぜ」
「よくあることだから、忘れたほうがいいよ」

公的機関や被害者を取り巻く環境での発言例



「もっと早く通報してくださらないと。犯人逮捕は時間との勝負なんですよ」
「若い女性が深夜にひとりで帰宅するなんて、自分から事件を招いているようなものですよ」



警 察

「目立った怪我はないし、この程度ですんでよかったですね」
「幸か不幸か、性行為は初めてではなかったんだから、あまり気に病まないで」



産婦人科

(被害者の調書をとる時に)「もっと詳しく説明してくれなくちゃ、話になりませんよ」
「加害者を罰したいでしょう。だったら証人として協力するのが当たり前ですよ」



検 事

「以前から、けっこう男関係が派手なお嬢さんだったわよね」
「親が親だから」
「いつもあんな目立つ格好していたんじゃないかね」



近所の人

「あの子、ヤラれちゃったんだって」
「スキがありそうな子だもんね」
(上司や教師が)「やっかいな問題起こされちゃ困るんだよ」



職場や学校

- ・このあとのページを読んでください。被害者の心理状態を知る手助けとなります。
- ・どうすれば被害者への二次被害を防ぐことのできるのか、**p17以降にヒントがあります。**

レイプが被害者にあたえる影響

レイプは、被害者に変な深刻な精神的反応を引き起こすことがわかっています。被害に直面したときに、被害者は「殺されるのではないか」、「ひどい目にあわされる」という強い恐怖を感じます。頭の中が真っ白になってどうしていいのかわからず、凍りついたようになってしまう。

そういう経験をした人は、事件後数週間、数ヵ月の間、さまざまな精神的反応を引き起こすことがあります。自分がおかしくなってしまうのではないかと不安になる人もいます。しかし、あまりにもひどい出来事に遭遇すると、このような反応が起こるのは人間として自然なことなのです。

参考

このグラフを見ると、レイプ被害者の多くが、「不眠」や「精神的不安定」を訴えていることがわかります。

